

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画

平成20年5月

香 川 県

目 次

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の目標	1
1	水質保全に関する目標	1
2	自然景観の保全に関する目標	2
第3	目標達成のための基本的な施策	2
1	水質汚濁の防止	3
(1)	水質総量規制制度等の実施	3
(2)	有害化学物質等の規制及び把握等	4
(3)	油等による汚染の防止	4
(4)	その他の措置	6
2	自然景観の保全	6
(1)	自然公園等の保全	6
(2)	緑地等の保全	6
(3)	史跡、名勝、天然記念物等の保全	7
(4)	散乱ごみ、油等の除去	8
(5)	その他の措置	8
3	浅海域の保全等	8
(1)	藻場及び干潟等の保全等	8
(2)	自然海浜の保全等	9
4	海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮	10
5	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	10
6	廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	10
(1)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等	11
(2)	処理施設等の整備	11
(3)	処分地の確保	11
7	健全な水循環機能の維持・回復	11
(1)	海域	12
(2)	陸域	12
8	失われた良好な環境の回復	12
9	島しょ部の環境の保全	12

10	下水道等の整備の促進	13
(1)	下水道の整備	13
(2)	その他の生活排水処理施設の整備	14
(3)	し尿処理施設の整備	14
11	海底及び河床の汚泥の除去等	15
12	水質等の監視測定	15
13	環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	15
14	環境保全思想の普及及び住民参加の推進	16
15	環境教育・環境学習の推進	16
16	情報提供、広報の充実	16
17	広域的な連携の強化等	17
18	海外の閉鎖性海域との連携	17
第4	施策の実施上必要な事項	17
1	施策の積極的推進	17
2	施策の実施状況及びその効果の把握	17
3	計画推進のための関係機関との協力体制の確保	17

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第4条の規定に基づき、香川県の区域（同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち香川県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者更には広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第2 計画の目標

この計画の目標については、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をその目標として次のとおり定める。

1 水質保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その影響を防止するための措置が講ぜられていること。

(4) 魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

2 自然景観の保全に関する目標

(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

(3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

(5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第3 目標達成のための基本的な施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること、また、達成されているものについてはその状態を維持することを目途に、瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は次のとおりとする。

1 水質汚濁の防止

(1) 水質総量規制制度等の実施

瀬戸内海の本県海域は、播磨灘海域、備讃瀬戸海域及び燧灘東部海域からなっており、現在、これら海域では8水域について水質環境基準の類型指定が行われている。

これら海域の環境基準地点の平成18年度における水質は、健康項目については環境基準を達成しているが、生活環境項目については、その代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)の平均値でみると、A類型の海域では1.8~2.7mg/l、B類型では2.0~2.5mg/lであり、環境基準の達成率は、A類型0%、B類型100%、類型計43%である。また、全窒素及び全リンの平均値でみると、II類型の海域では全窒素0.21~0.33mg/l、全リン0.020~0.028mg/lであり、環境基準の達成率は、類型計100%である。

環境基準が未達成の海域については、これを達成させるため積極的に汚濁荷量の削減を図り、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが大切であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、「総量削減基本方針(瀬戸内海)」に定められた平成21年度における化学的酸素要求量削減目標量27トン/日を達成するため、発生源別削減目標量を生活排水13トン/日、産業排水9トン/日、その他5トン/日、窒素含有量削減目標量32トン/日を達成するため、発生源別削減目標量を生活排水7トン/日、産業排水12トン/日、その他13トン/日及びびりん含有量削減目標量2.0トン/日を達成するため、発生源別削減目標量を生活排水0.6トン/日、産業排水0.5トン/日、その他0.9トン/日とした「化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画(香川県)」を策定しており、この計画を積極的に推進していくとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

ア 生活排水については、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、市町と連携して地域の実情や環境特性に応じ、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽(合併処理浄化槽)等の生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進する。また、必要に応じ、窒素及びびりんの除去性能の向上を含めた高度処理の導入を図る。

イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。

ウ また、持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないように漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減や適正な施肥等を推進することにより、農業排水中の窒素及び磷の負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。

エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。

オ 洗剤中の磷の削減及び使用の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。

本県海域においては、平成 16 年に 10 件、平成 17 年に 9 件、平成 18 年に 9 件赤潮が発生しており、このうち平成 16 年と平成 18 年に 1 件ずつ漁業被害が生じている。

カ 総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びりんについて、今後とも、水質の状況の把握、排水処理技術の開発に関する調査研究等を推進するとともに、必要な措置について検討するものとする。

また、赤潮による漁業被害を未然に防止するため、赤潮情報伝達事業により国、県及び漁業協同組合等の情報交換に基づく監視通報体制を強化するとともに、赤潮調査事業等の調査研究を推進するものとする。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。

一方、有機スズ化合物等有害化学物質による公共用水域の汚染を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況の監視に努めるものとする。

(3) 油等による汚染の防止

本県には、重要港湾の高松港、坂出港のほか 65 の地方港湾がある。石油コンビナート等特別防災区域に坂出市番の州地区が指定されているほか、高松市朝日町地区に石油基地がある。

また、本県海域は船舶の航行が多く、地形が複雑である。

このような状況を踏まえ次の施策を講ずることにより、船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油等による汚染については、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の規定により策定された「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成18年12月8日閣議決定)」に基づき、油等汚染事件に伴う海洋環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等排出防止等

船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視、取締りの強化を図る。

また、坂出市番の州地区に設定されている廃油処理施設の活用により、船舶廃油の適正な処理を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、「香川県石油コンビナート等防災計画」並びに香川県及び関係市町の地域防災計画に基づく防災体制の整備を図る。

また、船舶衝突事故等による油等流出を防止するため、海上交通安全法及び港則法等の規定に基づく規制の徹底と指導、取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等を防除するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付け義務の徹底を図るとともに海上災害防止センターの活用を図る。

また、「瀬戸内海東部海域排出油等防除計画」等に基づき、関係機関の緊密な相互協力体制を確立して、迅速的確な防除活動を実施するとともに、排出油等防除資機材の整備を促進する。

さらに、漁場環境保全推進事業の実施により、油濁被害防止器材等の整備を図る。

一方、排出油等を速やかに回収するため、現在、坂出港に2隻配備されている油回収船の活用を図る。

エ 環境保全対策の充実

事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油等流出による自然環境等に及ぼす影響

及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

(4) その他の措置

水質汚濁を防止するため、上記の施策のほか、水質汚濁防止法の規定に基づく排水規制の徹底及び生活排水対策の計画的推進を図るものとする。

また、公共施設からの汚濁負荷量を削減するため、浄水場排水処理施設整備事業等を必要に応じ実施するものとする。

さらに、中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、県、市町の公害防止施設整備資金融資制度による資金の貸付けを行うとともに、政府系金融機関による融資制度の活用等の指導を行うものとする。

一方、他の海域から持ち込まれる魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている小豆島、屋島、五色台、紫雲出山及び塩飽諸島等のほか、香川県立自然公園条例に基づき県立自然公園として指定されている大滝大川県立自然公園、香川県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域として指定されている藤尾山等及び緑地環境保全地域として指定されている大高見峰等がある。

これらの地域については、瀬戸内海の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、関係法令に基づく規制の徹底とみどりの巡視員等による監視、指導の強化に努めるものとする。

また、必要に応じ、これらの区域の見直し等を行うことにより、瀬戸内海の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。しかしながら、本県の島しょ部及び海岸部における植生は、自然植生であるシイ・カシ類等の照葉樹が人為的影響によりそのほとんどがアカマツ・クロマツの二次林となっていたが、近年における森林病害虫等による被害等により、松林は減少している。また、近年の各種開発等により、自然緑地は減少している。

このため、現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てることを目的として、次の施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地等の確保
沿岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。また、採石法及び砂利採取法の規定に基づく採取計画の認可に当たっては、緑地等の保全について適切な指導を行うものとする。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保
沿岸都市地域における緑地を確保するため、表-1のとおり、高松市、丸亀市における都市公園整備事業及び高松港等3箇所における港湾環境整備事業を積極的に推進するものとする。また、必要に応じ、都市計画法に基づく風致地区（現在12地区（約1,068ヘクタール）を指定）の見直し、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を進めるものとする。

なお、都市における緑とオープンスペースの保全・創出を図るための総合的な計画である「緑の基本計画」の策定を推進する。

表-1

都市公園整備事業	高松市、丸亀市
港湾環境整備事業	高松港（朝日地区、玉藻地区）、立石港（立石地区）

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施
健全な森林の保護育成を図るため、保安林整備管理事業及び林地開発指導監視事業等を積極的に推進するものとする。また、森林病虫害等の被害対策を進めるとともに、治山事業及び森林整備事業を促進するものとする。

エ 緑地修景措置
開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、「みどり豊かであるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議において、跡地緑化計画の策定を指導するとともに、みどりの保全協定を締結し、跡地緑化に係る保証措置を講じることにより緑の修復に努めるものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
瀬戸内海には自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が多数存在している。

本県においては、屋島が史跡・天然記念物として、丸亀城跡、高松城跡、塩飽勤番所跡、大坂城石垣石切丁場跡、喜兵衛島製塩遺跡等が史跡として、栗林公園、神懸山（寒霞溪）、琴弾公園等が名勝として、また、宝生院のシンパク、誓願寺のソテツ、皇子神社社叢、円上島の球状ノーライト、絹島および丸亀島、鹿浦越のランプロファイア岩脈等が天然記念物として文化財保護法に基づき指定されている。

これらをできるだけ良好な状態で保護するため、関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、現在、高松港及び坂出港に配備されている清掃船並びに坂出港に配備されている油回収船の活用を図るとともに、高松清港会による収集、除去等を推進するものとする。

また、沿岸漁場の環境を保全するため、漁場保全事業等により海面及び海底の清掃を実施するものとする。

一方、海面及び海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、海岸法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく規制の徹底と監視、取締りの強化を図るとともに、住民や漁業関係団体等の協力を得て海岸、河川の清掃事業の推進に努めるものとする。

さらに、漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみについては、香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議において、平成 18 年度に設置された「瀬戸内海海ごみ対策検討会」等と連携しながら、処理体制の確立及び発生抑制対策の実施に努めるものとする。

(5) その他の措置

自然景観を保全するため、上記の施策のほか、開発等により自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するとともに、海面及び海岸部等において施設を設置する場合においても同様とする。

また、平成 8 年 12 月 17 日の第 26 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

「第 5 回自然環境保全基礎調査海辺調査（1998 年 3 月環境庁）」によると、本県の平成 8 年度調査において、ガラモ場約 290 ヘクタール、アマモ場約 877 ヘクタール及びその他の藻場約 28 ヘクタールのあわせて約 1,195 ヘクタールの藻場があり、また、観音寺市地先等には約 900 ヘクタールの干潟がある。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法に基づく保護水面（坂出市王越町乃生地先水域等3水域）、瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるひき網漁業の禁止区域及び香川県漁業調整規則に基づく底びき網漁業の禁止区域、また鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣保護区に指定している三豊海岸においては、法令に基づく規制等の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るものとし、また、必要に応じ、これらの区域指定の見直しを行うものとする。

その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、保全するよう努めるものとする。

また、水産資源増殖の見地から水産基盤整備事業等により、幼稚仔の保護育成の場である藻場や干潟の造成に努めるものとする。

(2) 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として、多くの人々に利用されている。

第5回自然環境保全基礎調査海辺調査（環境庁）によると、平成8年度調査において、本県の海岸線のうち自然海岸は46.9%、半自然海岸は16.7%、人工海岸は35.3%、河口部は1.1%である。

これら自然海岸及び半自然海岸の海浜は、津田の松原（平成18年度利用人口約12.7万人）等が海水浴場として、仁尾浜海岸等が潮干狩場として、また、海岸寺、白方等が魚釣り場等として多くの人々に利用されているが、近年、これら自然海浜が次第に減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全するため、次の施策を講ずるものとする。

ア 規制の徹底と監視、指導の強化

自然海浜を保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき制定した香川県自然海浜保全条例により、表-2のとおり、自然海浜保全地区に東かがわ市（小浦）等23箇所を指定しており、今後、条例の適切な運用を図るものとする。

また、そのほか、貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、都市公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種指定地区に指定されていることから、これら指定地区においては、当該法律の適切な運用を図ることにより、自然海浜をその利用に好適な状態で保全するよう努める。

表－２

自然海浜 保全地区	高松市（鎌野）、高松市（高尻）、高松市（竹居）、 さぬき市（小浜）、さぬき市（松尾）、さぬき市（青木）、 さぬき市（羽立）、東かがわ市（小浦）、三豊市（大浜）、 三豊市（鴨ノ越）、三豊市（仁老浜）、三豊市（室浜）、 三豊市（名部戸）、土庄町（小部）、土庄町（鹿島）、 土庄町（甲崎東）、土庄町（田井）、土庄町（千軒）、 土庄町（尾子）、土庄町（柚ヶ浜）、小豆島町（古江）、 小豆島町（遠手浜）、小豆島町（吉野崎）
--------------	---

イ 養浜等による海浜環境の整備

自然とのふれあいの場としての海浜を造成するため、海岸環境整備事業により養浜事業を積極的に推進する。

また、自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、海浜部の漂着ごみ等について関係団体等の協力を得て、清掃事業の促進に努めるものとする。

４ 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利の採取は、平成 11 年 12 月 1 日に決定した「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、5 年間の猶予期間における段階的な採取許可予定量の削減を経て、平成 17 年度から全面禁止した。今後は採取禁止措置を堅持する。

５ 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

瀬戸内海の本県海域における公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 4 条第 1 項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法及び香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

６ 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸を清浄に保持するには、廃棄物の不法投棄等の防止に努めることが必要であるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転

換を図るため、循環型社会形成推進基本法の主旨を踏まえ、生産・流通・消費の段階から自然への還元や経済活動への再投入までの廃棄物をめぐるすべての過程を対象に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等の総合的施策を推進することにより、最終処分量の減量化を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮するものとする。

このため、次の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等

循環型社会の構築を目指した香川県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の「発生・排出抑制の推進」、「減量化・循環的な利用の推進」、「適正処理の推進」に関し、県内の実態把握と情報の収集に努めながら、廃棄物処理の関連施策を総合的、計画的に推進するものとする。

(2) 処理施設等の整備

本県においては、平成 18 年度末で、ごみ処理施設 8 施設（処理能力 1,440 トン／日）、粗大ごみ処理施設 2 施設（処理能力 130 トン／日）、再生利用施設 11 施設（処理能力 197 トン／日）が整備されており、平成 19 年度以降においても、再生利用施設 2 施設（高松市、香川県東部清掃施設組合）の整備の促進を図るものとする。

また、産業廃棄物については、事業所及び処理業者に対する監視を強化し、産業廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理等の指導に努めるものとする。

(3) 処分地の確保

本県においては、平成 18 年度末で一般廃棄物の最終処分場 17 箇所、産業廃棄物の最終処分場 26 箇所が確保されているものの、新たな処分地の確保が重要な課題となっている。

このため、今後、廃棄物の資源化・再生利用の促進及び処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物の要最終処分量の減少を図るとともに、広域的処理体制の整備を促進し、処分地の確保に努めるものとする。

なお、特に廃棄物の海面埋立処分によらなければならない場合は、瀬戸内海の環境保全に十分に配慮した埋立実施計画に基づき、埋立処分を行うものとする。

7 健全な水循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

(1) 海域

藻場・干潟等の浅海域の保全や浄化機能の高い沿岸域の拡大に努めるものとする。

(2) 陸域

ア 森林域

水源の涵養を図るため、香川県みどりの基本計画に基づき森林の保全と整備のための諸施策を推進する。また、森林センターの活用やどんぐり銀行活動等支援事業を実施し、苗木の植栽、森林の手入れなど、県民による森づくりの参加の機会と場所の提供に努める。

イ 農地域

香川県農業・農村基本計画に基づき、地下水涵養機能を保持するため、農地の耕作放棄の防止を進めるとともに、水田等農地の保全・整備を推進する。

ウ 都市域

節水型社会の構築のため、各種普及啓発活動を実施するとともに、水道蛇口への節水こまの普及に努め、水を大切にする生活様式づくりを推進する。また、工場・事業場における水使用量の適正化を図るため、水の循環利用と節水型施設・機器の導入促進に努める。

下水処理水を雑用水や工業用水などに再利用するとともに、修景・親水用水、河川維持用水、水質保全用水としての利用に努める。

そのほか、透水性舗装、雨水浸透ますの整備に努め、また、雨水の貯留施設を整備し、雑用水への利用を促進する。

エ 河川域

河川における多自然川づくりの推進に努める。

8 失われた良好な環境の回復

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。

これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

9 島しょ部の環境の保全

本県には、116の島があり、うち24島が有人島であり、平成17年度国勢調査において島しょ部における人口は、40,752人である。

島しょ部は、豊かで美しい瀬戸内海地域の自然景観の維持、創出の役割を果たしているが、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題である。

そのため、環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組が重要であり、下水道施設が整備されている直島や農業・漁業集落排水施設が整備されている粟島があるが、今後とも島しょ部の環境保全施設の整備促進に努めるものとする。

また、土庄町豊島に堆積する約 60 万トンの廃棄物等を、平成 12 年 6 月に成立した調停条項に従い、環境保全と安全を第一に、直島の中間処理施設で焼却・溶融処理するとともに、豊島の処分地における暫定的な環境保全措置施設の維持管理を適正に行う。さらに、処理に伴い発生する溶融スラグなどの副生物の有効利用を図るものとする。

島しょ部の豊かな自然、歴史、文化等良好な環境の保全、継承に努めるとともに、広域的な環境保全に取り組むものとする。

10 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の特性等にかんがみ、水質総量規制制度の実施、富栄養化対策の推進等汚濁負荷量の削減の見地から特に重要な役割を有する下水道につき重点的な投資を図ること等により引き続きその整備の促進に努めるものとする。また、地域の実情に応じ同様な役割を有する浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種生活排水処理施設についても、重点的な投資を図ること等によりその整備の促進に努めるものとする。

さらに、必要に応じ、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の導入を図るものとする。

(1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

本県における下水道の整備状況は、平成 18 年度末において、公共下水道として高松東部処理場等 12 箇所及び流域下水道として中讃流域下水道大東川浄化センター、金倉川浄化センター、鴨部川流域下水道鴨部川浄化センター、香東川流域香東川浄化センターの計 16 箇所の終末処理場が稼働しており、処理人口は 385 千人、処理人口普及率は約 38%である。

下水道の整備については、今後においても、表 3 のとおり、平成 18 年度現在、事業実施中の高松市等 7 市 6 町の公共下水道事業を促進するほか、中讃（大東川及び金倉川処理区）、鴨部川（大川西部処理区）及び香東川（高松西部処理区）流域下水道事業の推進を図るとともに、未着手市町については、早期の事業着手を指導するものとする。

また、高度処理については、必要に応じ、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、公共用水域の水質等に与える影響等を勘案し、逐次改善に努める。

表－３

公共下水道事業	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
流域下水道事業	中讃（大東川処理区、金倉川処理区）、鴨部川（大川西部処理区）、香東川（高松西部処理区）

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道が当分の間整備されない、あるいは下水道整備予定区域外においては、生活排水対策としての浄化槽(合併処理浄化槽)、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備が重要な施策である。

本県においては、平成 18 年度末で、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町整備推進事業により、8 市 9 町で 39,998 基の浄化槽が整備され、平成 19 年度についても、同市町で事業を継続して実施している。

なお、浄化槽については、放流水質の向上を図るため、浄化槽法、建築基準法及び「浄化槽に関する取扱要綱」に基づき、施設の適正な設置及び維持管理に関する指導の強化等に努めるとともに、窒素又はりん対策を特に実施する必要がある地域にあっては高度処理施設を導入するよう指導するものとする。

また、本県における農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントは、平成 18 年度末で農業集落排水施設が 11 市町で 39 施設(処理能力 7,175 k l / 日)、漁業集落排水施設が 2 市で 3 施設(処理能力 507 k l / 日)、コミュニティ・プラントが 2 市で 2 施設(処理能力 165 k l / 日)整備されている。

今後においても、地域の特性を考慮し、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備を促進するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

本県におけるし尿処理施設は、1 市 2 町 7 事務組合において整備されており、平本県におけるし尿処理施設は、1 市 2 町 7 事務組合において整備されており、平成 18 年度末における処理能力は、11 施設で 949 k l / 日である。

今後においても、必要に応じ、施設の整備を推進するものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥については、国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとし、また、有機汚泥の堆

積に起因する水質の悪化等生活環境に影響を及ぼす汚泥については、必要に応じ除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

このため、本県においては、これまで坂出港の水銀を含む汚泥、高松港柚場川地区のポリ塩化ビフェニルを含む有機性汚泥及び西汐入川等9水域の有機性汚泥のしゅんせつ等を実施してきており、今後も海底及び河床の汚泥の除去等については、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すには、公共用水域の環境基準達成状況、発生源の排水基準の遵守状況を的確に把握するための監視測定が必要である。

本県においては、平成18年度には水質汚濁防止法に基づく「水質測定計画」により、関係機関の相互協力のもとに海域122地点、河川167地点及びダム等115地点の合計404地点の公共用水域で監視測定を実施するとともに、発生源対策として763の工場・事業場監視を行い、また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、海域10地点、河川35地点及び陸上部10地点で監視測定を実施している。

今後においては、水質総量規制の指定地域内事業場に対し、水質自動計測器等による汚濁負荷量の測定体制の整備の促進を指導するとともに、公共用水域等の効果的な監視体制の整備を図るものとする。

また、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

さらに、工場・事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の充実を図るものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、環境保健研究センターを中心に水産試験場、畜産試験場等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。特に、燧灘東部海域等における貧酸素水塊解消のための水質浄化対策、赤潮発生機構の解明については、国及び民間関係機関等との連携のもとに、調査研究を実施し、また、家畜排せつ物の処理技術の研究等も行ってきたところである。

今後においても、関係方面の協力を得て、これらの調査研究の推進及び監視測定技術の向上を図るため環境保健研究センター等において水質測定機器及び測定技術に関する調査研究を行うとともに自然環境保全基礎調査の実施等瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとする。

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県においては、県民に対して環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業並びに新聞、テレビ、ラジオ及びパンフレット等の広報活動等を通じて、瀬戸内海の環境保全に関する正しい認識の普及に努めるとともに、市町等と協力しながら、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止や厨芥の流出防止等の実施活動の推進に努めるものとする。

また、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討に努めるものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、香川県環境保全基金の活用を図り、より一層その効果を期するよう努めるものとする。

15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。

香川県環境教育・環境学習基本方針に基づき、環境学習プログラムの開発、環境キャラバン隊等による環境学習への参加機会の提供、人材の育成・活用、学習資器材や情報の提供による活動支援、環境学習の場の整備等に努めるものとする。

16 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、環境白書、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。瀬戸内海の現状については、せとうちネットの活用により情報の共有化を図るものとする。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議を積極的に活用し、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組の検討に努めるものとする。

18 海外の閉鎖性海域との連携

瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会を通じて財団法人国際エメックスセンターを支援し、同センターが開催する閉鎖性海域に関する国際会議等への積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第4 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定めた施策については、施策間の優先度、緩急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、その積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定めた施策が確実に実行されなければならない。

このため進捗状況及び環境の状況等を的確に把握することにより、施策の効果的な実施を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との協力体制の確保

この計画を推進し、その実効をあげるには、国、県、市町等の一体的な推進が必要である。

このため、国の地方機関、県及び市町との相互協力体制を確立して、施策の実施状況に関する情報、意見交換等を行うことにより、この計画の円滑な推進を図るものとする。